

関東地方を中心に広域的に発生した腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒事例 (調査結果取りまとめ)

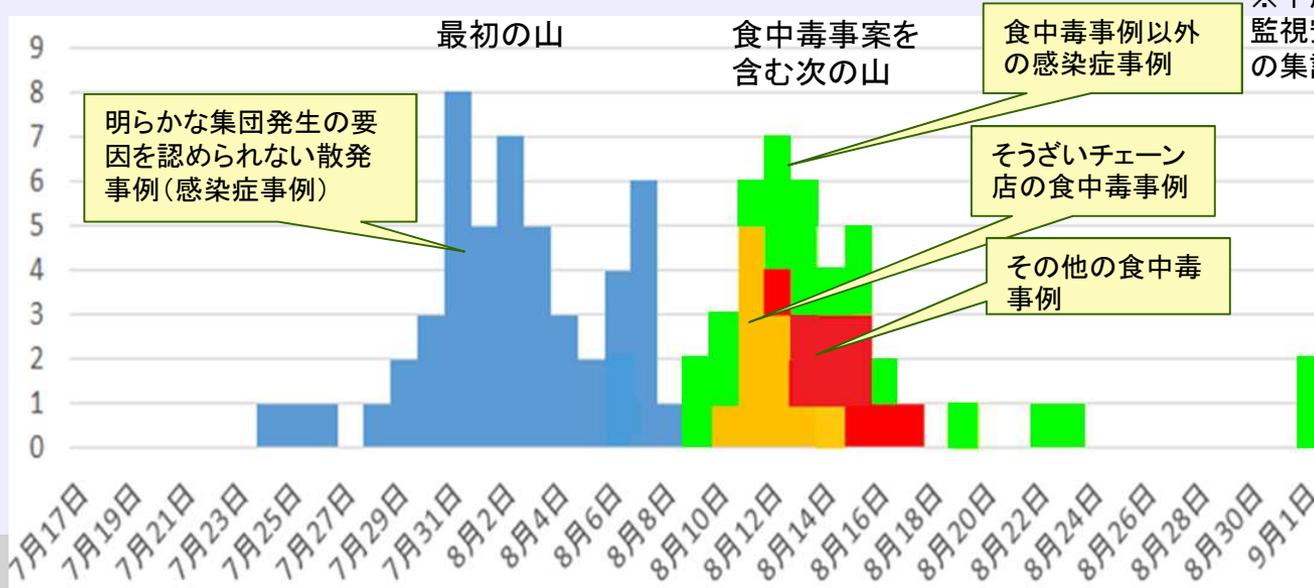
経緯

- 平成29年8月の感染症発生動向調査における腸管出血性大腸菌のうち、特にO157VT2タイプの発症が関東地方を中心に多発した。
- 地方自治体において通常の感染症法及び食品衛生法に基づく調査に加え、厚生労働省から配布した曝露状況調査票に基づき患者の行動等の調査（平成29年8月に発生した埼玉県、群馬県等における腸管出血性大腸菌による食中毒事例及び感染症事例等）を行い、国立感染症研究所の協力を得て、これらの調査結果を分析した。

調査結果

- 曝露状況調査票に記載のあるO157VT2タイプの遺伝子型分析の結果、7月17日から9月1日までに発症した141件のうち116件の菌株情報が判明し、91件が同一遺伝子型であった。
- 食中毒調査では、惣菜チェーン店や飲食店が提供した食品が原因とされたが、各事例に共通する発生要因は明らかになっていない。

同一遺伝子型O157VT2による患者報告数



※平成29年9月1日付け結核感染症課長、食品監視安全課長通知に基づき報告された調査票の集計(10月6日時点)

O157VT2患者報告数 (同一遺伝子型)

感染症	食中毒	合計
70名	21名	91名

関東地方を中心に広域的に発生した腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒事例 (調査結果取りまとめ)

調査結果の評価

- 7月下旬に最初の山が認められたが、明らかな集団事例がなく、広域食中毒としての有効な調査開始が困難であった。
- 調査に際して、広域発生事例の早期探知等が遅れた要因としては、①各自治体間の情報共有、②国による情報のとりまとめ、③当該とりまとめ情報の関係自治体間への共有、④遺伝子型別の検査手法の違いによる結果の集約等に時間を要したことが挙げられる。

主な今後の対策

厚生労働省、都道府県等の関係者間での連携や食中毒発生状況の情報共有等の体制を整備。

①広域発生事例に対する早期探知

→ブロックごとに広域連携協議会の設置を検討。

②地方自治体及び国レベルの関係部局（感染症担当、食中毒担当）の連携並びに患者情報・喫食調査情報・検査情報を統合した情報管理

→自治体内での感染症部門と食中毒部門の調査協力量マニュアルを策定。感染症法に基づく届出情報、食中毒患者データ、遺伝子解析結果を共通IDで管理。

③国による地方自治体間の情報共有への支援

→広域発生事例では早期から情報を国でとりまとめ、関係する地方自治体間で共有。

④情報提供の一元化及び関係機関における提供した情報の共有

→広報資料の事前協議、会見等記者対応情報の共有。

⑤詳細な調査を行うための遺伝子検査手法を統一化し解析

⑥検査や記録保存のあり方の課題の整理

⑦その他

→溶血性尿毒症症候群（HUS）の予後規定因子に関し、科学的知見を整理。